

平成23年12月1日

認定医療安全管理者 各位

社団法人全日本病院協会
医療の質向上委員会
委員長 飯田 修平

「平成18年度 医療安全管理者」認定者向け 認定期限延長措置（暫定）のご案内

平素は、本会事業活動につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年度に四病院団体協議会主催にて実施いたしました「医療安全管理者養成講習会」を受講し、医療安全管理者の認定を受けている方については、同講習会においてご説明いたしましたとおり、認定後の5年間に於いて10単位を取得いただくことが次の5年間の継続認定の要件となっております。

しかしながら、平成23年12月末において認定期間が終了する方について、単位が不足し継続認定とならず認定取り消しとなる方が一定数おられることを鑑み、継続認定のための単位取得期間を暫定的に一年間延長することといたしました。単位が不足している認定医療安全管理者におかれましては、平成24年12月末までに規定の10単位を取得できるよう、医療安全に係る研修・セミナー等の受講をお願い申し上げます。

なお、現在の取得単位数が不明の方は、下記事務局までお問い合わせください。単位認定の対象となる研修・セミナー等につきましては別紙をご覧ください。5年間遡っての履歴でも結構です。ご不明の点は事務局にお問い合わせください。

また、診療報酬の「医療安全対策加算」取得などにおいて、受講証明が必要な方につきましては、別途暫定の認定証（有効期間1年）を発行いたしますので、事務局までご連絡下さい。

（問合せ先）全日本病院協会事務局 医療安全担当

〒101-8378

東京都千代田区三崎町 3-7-12 清話会ビル

TEL 03-3234-5165

FAX 03-3237-9366

E-mail iryou_anzen@ajha.or.jp

以上

＜別紙＞単位認定の対象および手続き方法について

以下の方法にて単位を認定いたします。

＜単位認定対象＞

- ① (社)全日本病院協会、(社)日本医療法人協会の両団体が主催する医療安全に関する研修会・セミナー等への参加
- ② 他団体(都道府県単位以上の公的団体、職能団体、病院団体等)主催の医療安全に関する研修会のうち両団体が認めた研修会へ参加

※上記は、原則として一日の受講(2時間以上)につき1単位として認定します

※営利企業の開催する研修会・セミナーは認定の対象外です

＜手続き方法＞

①の場合は、受講証などの本人の受講が確認できるものを全日病事務局へ郵送 又はFAXでお送りください。

②の場合は、受講前にセミナー内容が分かる開催案内等(主催団体、開催時間、プログラムが分かるもの)を全日病事務局へ郵送又はFAXで送付のうえ、継続研修として認められる研修会であるかどうかをご確認ください。また、受講後に本人の受講が確認できるものを全日病事務局へ郵送、FAX、Eメールのいずれかにてお送りください。

①、②とも事務局にて確認後、単位証明書を郵送します。

＜その他＞

両団体が主催する「上級(アドバンスト)コース【RCA・FMEA演習】」を受講した方は、受講1日につき1単位を付与します。また「上級(アドバンスト)コース【RCA・FMEA演習】」の演習内容に対する講師からの課題について報告書を提出した場合は、1テーマにつき1単位を付与します。

以上